

国際教養大学内部統制に関する規程

平成 30 年 5 月 17 日
大学経営会議決定
規程 第 116 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人国際教養大学（以下「本学」という。）の業務方法書に記載する業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）等に関し必要な事項を定める。

(理事長の責務)

第 2 条 理事長は、本学の内部統制システムにおける業務を総理する。

(内部統制統括理事)

第 3 条 本学に、内部統制システムに関する業務を統括する内部統制統括理事を置き、理事長が指名する理事をもって充てる。

2 内部統制統括理事は、理事長を補佐し、内部統制システムの整備及び推進の状況を取りまとめ、第 6 条に規定する内部統制委員会に報告する。

(内部統制推進責任者)

第 4 条 本学に、内部統制推進責任者を置き、事務局長をもって充てる。

2 内部統制推進責任者は、内部統制統括理事を補佐し、内部統制システムの整備及び運用を推進するほか、その状況を把握し、内部統制統括理事に報告する。

(内部統制推進担当者)

第 5 条 本学に、内部統制推進担当者を置き、各課室センター長をもって充てる。

2 内部統制推進担当者は、内部統制推進責任者を補佐し、内部統制システムに関する業務を処理する。

(内部統制委員会)

第 6 条 本学に、内部統制委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の事項について審議する。

- 一 内部統制システムの改善策等に関すること。
- 二 内部統制システムにおけるモニタリング体制等に関すること。
- 三 その他内部統制システムの整備の推進に関すること。

3 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）で組織する。

- 一 理事長
- 二 内部統制統括理事
- 三 理事が指名する理事
- 四 副学長

五 事務局長

六 事務局次長

七 その他理事長が必要と認めた者

3 監事は、委員会に出席し、意見を述べることができる。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故その他やむを得ない事情があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(モニタリング)

第9条 本学の内部統制システムが有効に機能していることを監視、評価するため、次の各号に掲げるモニタリングを行う。

一 日常的モニタリング

二 定期的モニタリング

三 独立的評価

2 前項第1号の日常的モニタリングは、各業務において役職員の自己点検及び相互牽制並びに決裁及び承認手続により行う。

3 同項第2号の定期的モニタリングは、国際教養大学内部監査規程に定める内部監査その他の法人において実施する各種監査により行う。

4 同項第3号の独立的評価は、内部監査及び監事による監査により行う。

5 理事長は、モニタリングの結果を業務の遂行に適切に反映させ、内部統制システムの継続的な見直しを図る。

(事務)

第10条 内部統制システム及び内部統制委員会に係る事務は、事務局企画課において行う。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、内部統制システムに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年5月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。